

## 相続財産を調べる

ご家族が急逝し、相続手続きを進めていくために亡くなった方の財産状況がわからない、ということはよくあります。

故人がどんな財産を持っているのか、どこの金融機関に口座を持っているか、どこの生命保険に加入していたか？など、相続人である家族が知らない場合には、「相続財産」を調べることになります。財産によっては、まとめて一括で調べられる制度が存在します。

### 「不動産を調べる」方法

不動産は、故人宛の固定資産税の納税通知書や権利証を手掛かりに、不動産所在地の市区町村毎に調査を行います。法務局では、不動産登記事項証明書などを取得することができます。相続税がかかる可能性がある場合や、相続を機に不動産の売却を考える場合には公図など必要書類を揃える必要があります。

### 「預金や負債を調べる」方法

預貯金は、通帳や郵便物などを手掛かりに、個別に金融機関や信用情報機関をまわって照会します。多くの人が利用する銀行などの預貯金口座を一括で調べる方法は、現時点ではありません。大切な財産を守るために、預貯金等の取引先などは情報共有しておくことで、死亡時や認知症発生時などの手続きがスムーズになります。



### 「まとめて調べる」方法

#### ●生命保険契約について

生命保険協会では、「生命保険契約照会制度」によって、すべての保険会社との保険契約の有無をオンラインや郵送（利用料3000円）で照会できます。なお、契約内容の確認や保険金請求は各保険会社に直接行います。

※詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/>

#### ●上場株式の口座開設先について

「証券保管振替機構」に開示請求制度があります。上場株式等に係る口座が開設されている証券会社、信託銀行等を有料で確認することができます。こちらの受付は郵送のみになります。なお、保有残高については、開示請求の結果を基に各社に直接問い合わせします。

※詳細はこちらをご覧ください。

<https://www.jasdec.com/system/less/certificate/kaiji/index.html>

**CENTURY 21** 株式会社ベルツリー

〒331-0813

さいたま市北区植竹町 1-41-1

TEL:048-661-9588/FAX:048-661-9580/Mail:contact@bt-consul.jp

